

歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置について
(平成26年8月25日内閣総理大臣・法務大臣申合せ)
の実施について

平成26年8月25日
内閣府大臣官房長
申合せ
法務省刑事局長
令和元年7月3日一部改正
令和7年3月5日一部改正

「歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置について」(平成26年8月25日内閣総理大臣・法務大臣申合せ)を実施するため、次のとおり申し合わせる。

- 1 歴史公文書等として法務大臣から内閣総理大臣に移管する訴訟に関する書類は、刑事確定訴訟記録法(昭和62年法律第64号)第2条第2項に規定する保管期間又は記録事務規程(平成25年法務省刑総訓第6号大臣訓令)第25条に規定する保存期間が満了した訴訟に関する書類のうち、いわゆる軍法会議に係るもの又は治罪法(明治13年太政官布告第37号)若しくは刑事訴訟法(明治23年法律第96号)に基づき裁判が行われたものとして、記録事務規程第11条に規定する相当の処分により検察庁から法務大臣に移管されたものとする。
- 2 法務大臣から内閣総理大臣への歴史公文書等の移管は、内閣総理大臣が独立行政法人国立公文書館の意見を聴いて策定する移管計画に基づいて行う。